

平成28年4月

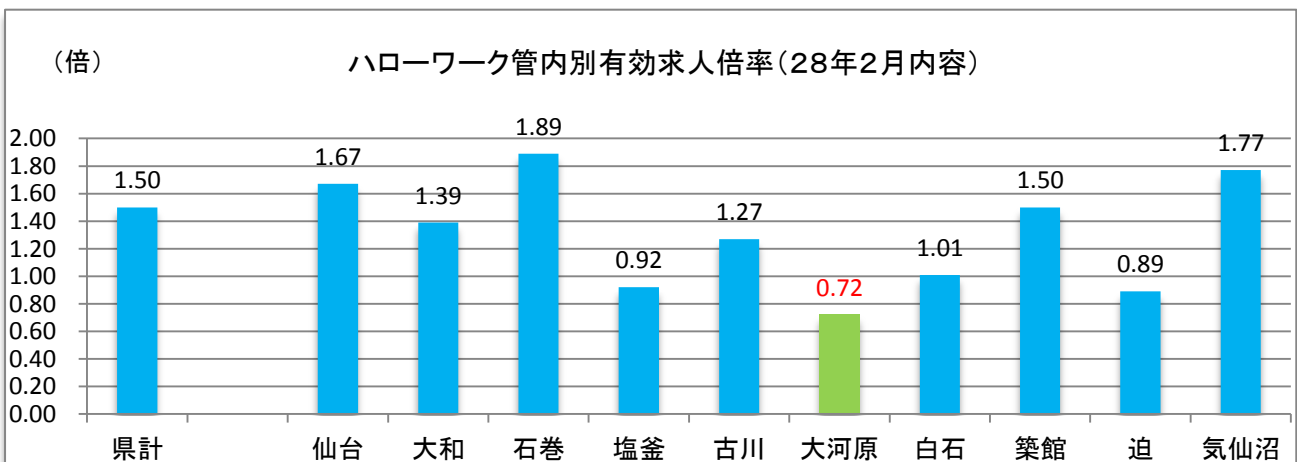
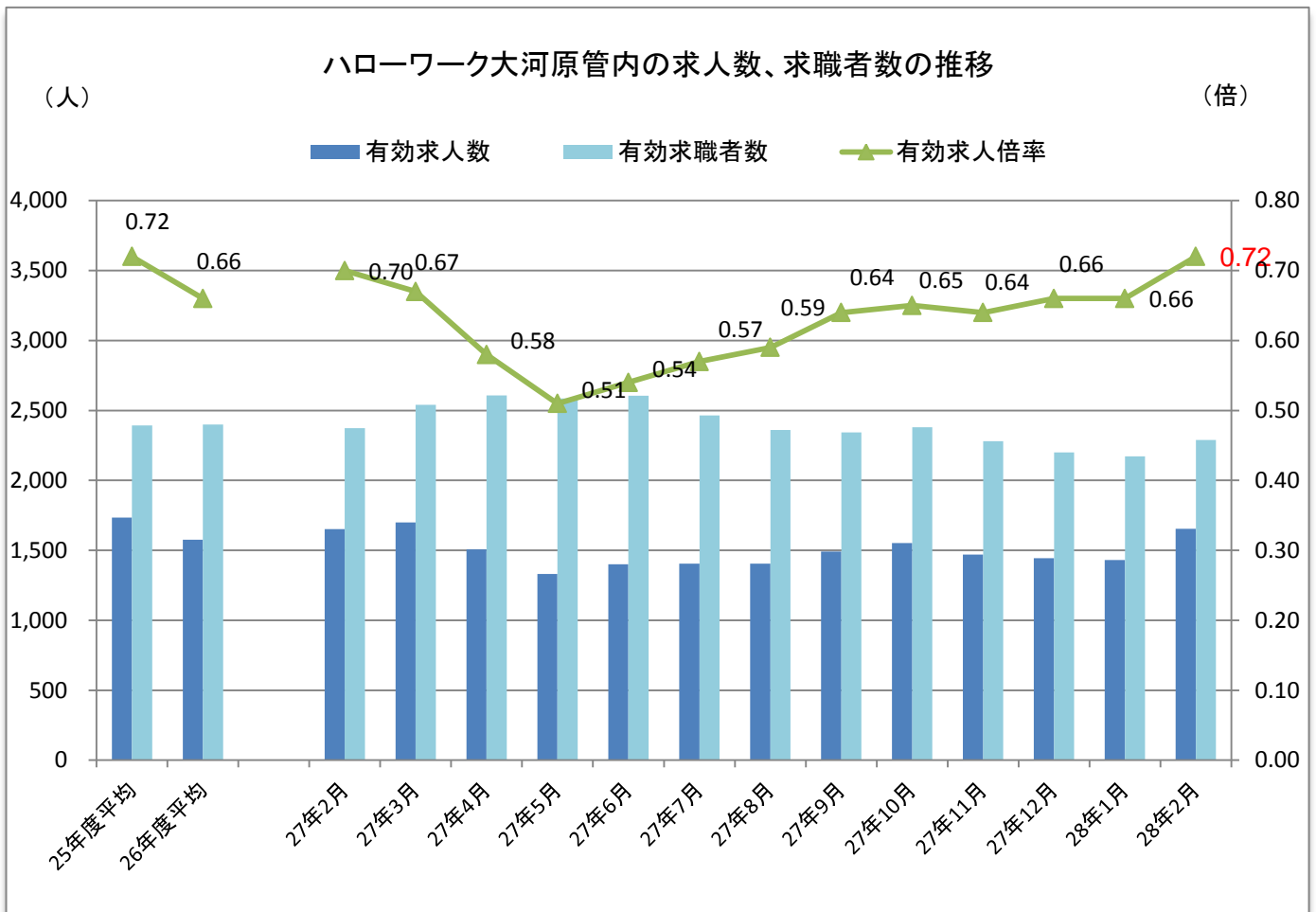
# 管内の雇用状況(28年2月内容)

ハローワーク大河原  
大河原町大谷字町向126-4  
電話 0224-53-1042  
FAX 0224-52-3989

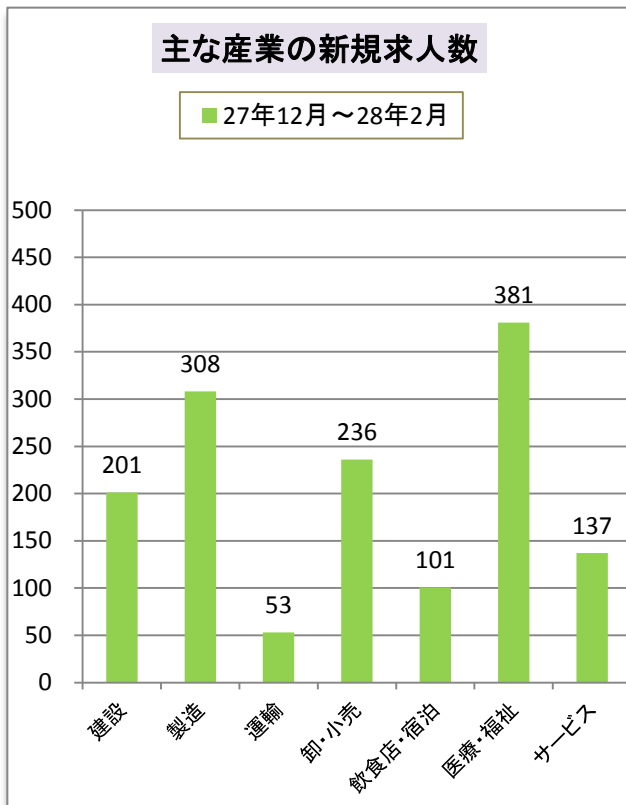
## 有効求人倍率0.72倍

ハローワーク大河原管内は、有効求人倍率が県内で最も低く、求人の少ない地域です。事業所のみなさまには様々な機会に求人の申込みをお願いしています。安定した雇用に就きたいという希望を持っている方が多いことから、特に、正社員求人をお願いをしています。従業員の採用を検討されている場合は、ハローワークまでご連絡ください。担当者が訪問してご相談をお受けします。

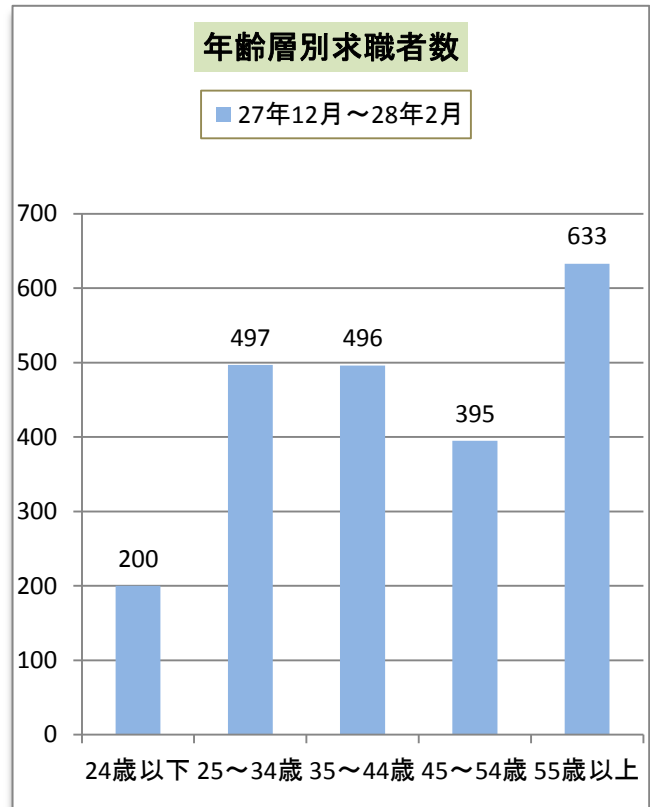
<メモ>有効求人倍率は、仕事を探す一人に対して何人分の求人があるかを示しています。1倍を超えると求人の方が多く、下回ると仕事を探す人の方が多いということになります。



※有効求人倍率は原数値であり、季節調整値ではありません。



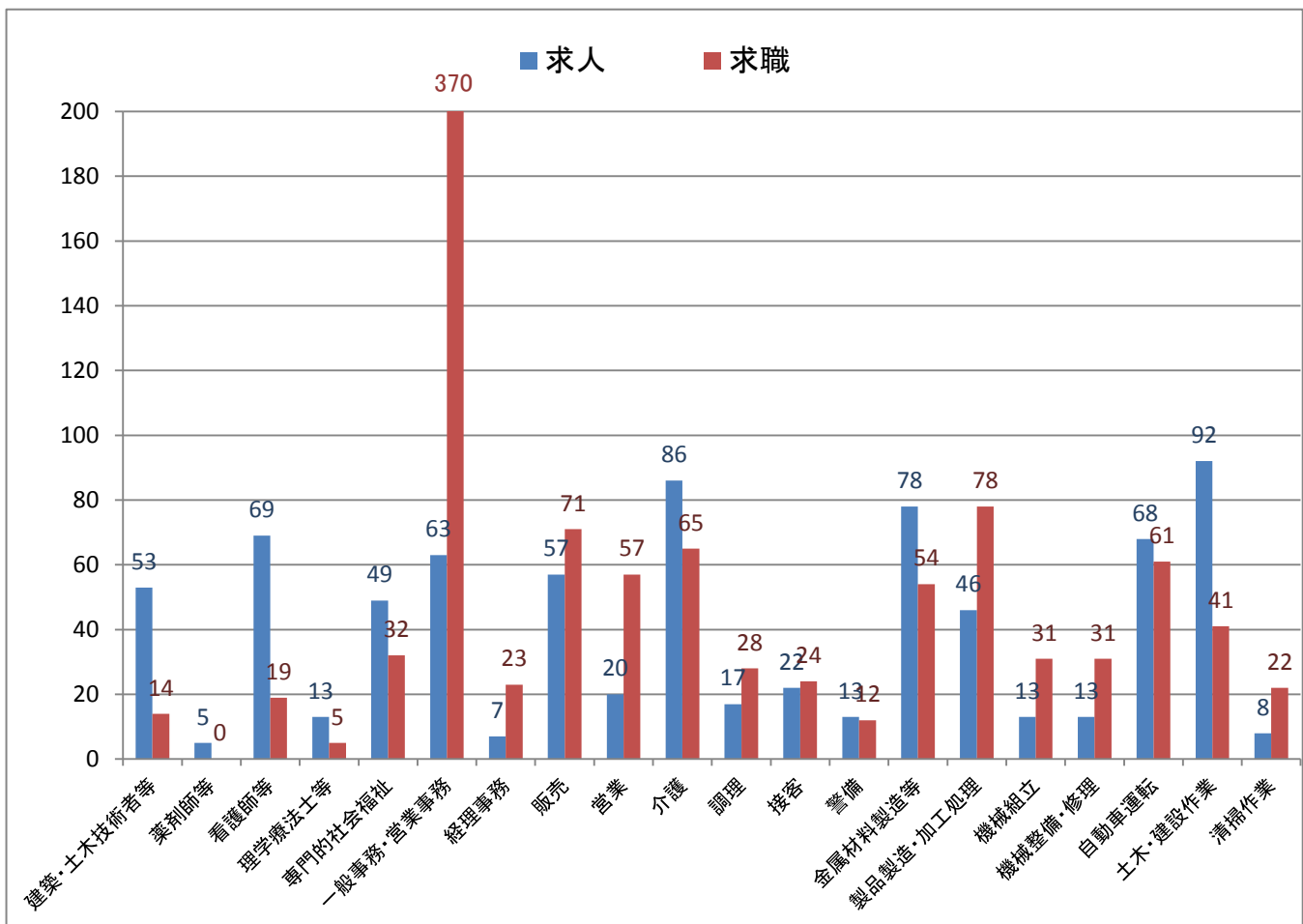
※3ヶ月間に申し込まれた求人数の合計。



※3ヶ月間の有効求職者数の月平均。

### 主な職種の求人・求職バランス表

【28年2月内容】



## 職業別新規求人賃金情報

【27年10月～12月内容】

(単位:万円)

	求人件数計	10～12.5未	12.5～15未	15～17.5未	17.5～20未	20～22.5未	22.5～25未	25～27.5未	27.5～
建築・土木技術者等	30	0	0	8	14	16	14	18	17
薬剤師等	3	0	0	0	0	0	0	0	3
看護師等	46	0	0	10	22	38	37	32	18
専門的・社会福祉の職業	26	0	7	16	13	11	6	3	1
一般事務員・営業事務員	55	4	32	37	21	11	5	3	3
経理事務員	4	0	0	1	3	3	1	1	1
販売員	20	1	3	9	17	17	15	14	3
営業員	20	0	2	7	14	16	12	12	4
介護の職業	48	6	18	34	33	14	3	0	0
調理の職業	13	0	10	11	6	3	1	1	0
接客の職業	10	0	6	8	7	2	0	0	0
警備員	2	0	1	0	0	1	0	0	0
金属材料製造の職業	45	0	8	32	31	29	21	17	11
製品製造・加工の職業	32	4	16	22	17	10	5	4	0
機械組立の職業	12	1	9	6	4	2	0	0	0
機械整備・修理の職業	12	0	1	9	11	8	7	4	1
自動車運転の職業	42	1	8	7	15	13	13	17	17
土木・建設の職業	37	0	6	16	28	31	26	20	14
電気工事の職業	7	0	1	3	6	4	4	3	1
清掃の職業	8	1	3	4	3	2	0	0	0

※この賃金情報は、ハローワークで受理したフルタイム求人賃金月額(時間給、日給の場合は月額換算)別に区分したものです。賃金額に幅(上限額と下限額)があり複数の区分にまたがる場合は、すべての区分欄に「1」が入ります。そのため、各区分欄の合計(横計)は求人件数計とは一致しません。

この資料は四半期ごとに作成しています。

## 中途採用者採用時賃金情報

【27年10月～12月内容】

(月額、単位:千円)

	全年齢	～24歳	24～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳
職業計	215	167	203	211	253	238
専門・技術	226	177	217	206	395	*
事務	196	*	180	192	245	*
販売	213	*	210	267	*	*
サービス	189	146	183	200	219	200
警備	*	*	*	*	*	*
農林漁業	*	*	*	*	*	*
運輸	259	*	182	254	265	280
生産工程・労務	213	173	209	209	241	243

※この賃金情報は、雇用保険の被保険者資格を取得した方(新卒者を除く。)の採用時の平均賃金です。

「\*」は対象者が3人未満のため掲載していません。

この資料は四半期ごとに作成しています。

## 《事業主の皆様へのご案内です》

雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、  
合理的配慮の提供が義務となります！！

「障害者の雇用の促進等に関する法律」を改正  
～平成28年4月1日から施行されました。～

- ◎ 募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別を禁止します。
- ◎ 合理的配慮(募集及び採用時においては、障害者と障害者でない人との均等な機会を確保するための措置、採用後においては、障害者と障害者でない人の均等な待遇の確保または障害者の能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置)を過重な負担にならない範囲で提供していただく必要があります。
- ◎ 相談窓口の設置など、障害者からの相談に適切に対応するために必要な体制を整備しなければなりません。  
また、障害者に対する差別や合理的配慮の提供に係る事項について、障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

## 掲載についてのお知らせ

1か月ごとに管内の雇用状況をお知らせします。月はじめに宮城労働局ホームページの「ハローワークからのお知らせ」に掲載しますのでご活用ください。